

申請手続等の見直しに伴う船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令の一部改正について

経緯

- 国家資格の登録や事業の許可等の申請手続等については、「申請負担軽減対策」（平成9年2月10日閣議決定）において「添付書類は、申請書等の記載事項の真実性を裏付けるため及び諾否等の判断を行うために必要不可欠のものに限る。」と定められており、国民の負担を軽減する観点から、申請手続等に係る調査を実施するなど見直しの推進に継続的に取り組んでいる。
- 今般、申請手続等に必要な書類のうち、戸籍謄本又は戸籍抄本について、申請者に対して取得の費用や手間の面から大きな負担となっていることから、これらの提出に代えて住民票の写しの提出を認めてほしいとの要望があったことを受け、総務省行政評価局において、戸籍謄本及び戸籍抄本の提出が必要な手続きについて調査が行われた。
- 調査の結果、本人確認の際に「氏名」「生年月日」及び「本籍地」の3情報のみを確認している手続きのうち、住民票でも確認可能であるものについては、必ずしも戸籍謄本及び戸籍抄本を提出させる必要がないと確認されたことから、総務大臣から関係省庁に対して見直しの勧告が発出され、関係省庁は申請手続等を規定した関係法令を改正し、申請者の負担軽減を図ることとなった。

船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令の改正内容

- 現在、船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令（昭和37年運輸省令第43号。）第13条において、申請書に戸籍の謄本、抄本又は記載事項証明書を添付して国土交通大臣に申請しなければならないと規定されている。
- 上記経緯をふまえ、必要書類のうち戸籍の謄本、抄本又は記載事項証明書の他に本籍記載のある住民票の写しを追加する。